

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成18年10月27日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：18件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	活性炭ホールドアップ装置冷却水循環ポンプ（A）において、反カップリングのグランド部からのリーク量の増加が認められたため、当該部を点検・修理	D	
2	2号機	高圧注水系注水ポンプ減速機の給油配管フランジ締付ボルトの目視検査時、ネジ山にカジリ（4本）が認められたため、当該ボルトを交換	D	
3	2号機	圧力抑制室内構造物の点検時、圧力抑制プール支持部に塗装の剥離及び腐食が認められたため、当該部を補修	D	
4	2号機	タービン建屋低圧復水ポンプエリアに設置してある、局所空調ユニットのフィルタに汚れが認められたため、当該フィルタを清掃	D	
5	2号機	タービン建屋補機冷却系ポンプエリアに設置してある、局所空調ユニットのフィルタに汚れが認められたため、当該フィルタを清掃	D	
6	5号機	高圧復水ポンプ出口試料採取系計器点検時、溶存酸素計サーミスタ抵抗値に変動が認められたため、当該部を点検・修理	D	
7	5号機	原子炉再循環系電動機・発電機セット室に設置してある、局所空調ユニットの内部に異音が認められたため、当該空調機を点検・修理	D	
8	5号機	タービン建屋高圧復水ポンプエリアに設置してある、局所空調ユニットのフィルタに汚れが認められたため、当該フィルタを清掃	D	
9	5号機	原子炉冷却材浄化系ろ過脱塩器（A）において、プリコート出口弁開操作時、開閉表示ランプの点灯表示に不良（両点灯）が認められたため、当該部を点検・修理	D	
10	5号機	使用済燃料プール熱交換器冷却水出口温度計において、ガラスの紛失が認められたため、当該ガラスを取付	D	
11	5号機	スクリーンウォッシュポンプ（E）吐出逆止弁において、動作不良（閉固着）が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
12	5号機	計器設定に関する確認において、排ガス再結合器温度等の計器仕様表の設定値に誤記が認められたため、対応検討	C	
13	5号機	計器設定に関する確認において、操作手順書記載の非常用発電機機関出口冷却水温度等の設定値等に誤記が認められたため、対応検討	C	
14	5号機	起動前冷温臨界確認の自主試験に伴う、制御棒の1ノッチ引き抜き操作時、2ノッチ連続動作が認められたため、対応を検討	C	
15	6号機	プロセス計算機において、「タービン第12軸受メタル温度熱電対断線」の不良警報が認められたため、当該検出回路及び計算機を点検・修理	D	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
16	6号機	中央制御室漏洩検出監視盤（H13-P632）において、残留熱除去系熱交換器室温度の指示不良（ふらつき）が認められたため、当該計器を点検・修理	D	
17	6号機	補助ボイラ（B）バーナ入口重油圧力計において、指示不良が認められたため、当該計器を点検・修理	D	
18	6号機	タービン建屋補機冷却系熱交換器（A）において、細管（1本）に閉止栓基準値超が認められたため、当該配管を閉止	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画外の原子炉停止</li> <li>・ 発電所外への放射性物質の漏えい</li> <li>・ 非常用炉心冷却系の作動</li> <li>・ 火災の発生 など</li> </ul>
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 安全上重要な機器等の軽度な故障（技術基準に適合する場合）</li> <li>・ 管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい</li> <li>・ 原子炉等への異物の混入 など</li> </ul>
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化</li> <li>・ 原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障</li> <li>・ 主要パラメータの緩やかな変化</li> <li>・ 人の負傷または病気の発生 など</li> </ul>
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日常小修理 など</li> </ul>

＜原子力発電所における不適合事象の是正管理＞

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

\* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- As : 法令、安全協定に基づく報告事象  
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 保安規定に関わる不適合事象  
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象  
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

＜注 意＞

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで